

## 医療デジタル化、独で健康アプリが健保対象

### ◆IT活用、日本ではオンラインやテレビ電話を介した服薬指導が全国で可能に

2019年11月、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」の改正案が成立、1年以内に施行される。これまでは調剤薬局等での対面での服薬指導が義務付けられていたが、施行後は厚生労働省が定める一定の要件の下で、「オンラインやテレビ電話などを介した服薬指導」が可能となる。18年6月より国家戦略特区の一部では先行していたことが、全国でできるようになる。特区内での先行事例によれば、離島やへき地の地理的障壁の解消だけではなく、患者の薬剤管理状況や残薬の確認などのメリットも報告されている。

### ◆欧州でもヘルスケアのデジタル化、ドイツでは医師による健康アプリ処方

欧州委員会は18年に政策文書「デジタル単一市場におけるヘルスケアのデジタル化：市民の力を高め、より健康な社会を築く」を公表した。ヘルスケア分野のデジタル化は、高齢化などで増加する公的支出に歯止めをかけると同時に、デジタルツールの利用により患者に提供されるヘルスケアを変えると期待される。

ドイツ連邦議会は19年11月「デジタルケア法（DVG）」を可決、20年に施行される。医師による「患者とのテレビ電話相談」や「健康管理アプリの処方」が可能となる。「健康管理アプリ」は、規則的な服薬のサポートや、糖尿病患者向けの血糖値や高血圧者向けの血圧の記録などに使用するもので、患者はスマートフォンなどを利用して健康管理に役立てる。データの安全性や機能性について当局の承認を得たアプリの利用費用は、健康保険の払い戻し対象となる世界初の試みだ。

ドイツ政府は「デジタル・ソリューションは患者の日常を改善する」として、24年までに毎年2億ユーロを投じて医療のイノベーションを推進する。医療現場でのデジタル化も進めている。たとえば現状では、関係医療機関へ患者の診療情報提供書（Arztbrief）をファクシミリで送る方が、電子情報で送るよりも医師に多くのお金が払われるが、これを変更してデジタル化にインセンティブを与えるなど、患者、医師、薬局のデジタルネットワーク化を進め、スピード化とコストダウンを図る。デジタル化は、ヘルスケアの仕組みも変えつつある。 【赤山英子】